

令和 5 年 8 月 1 0 日

各種健康診断等の受診にかかる一部負担金の請求について

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、契約健診機関における各種健康診断等の受診にかかる一部負担金（特定健康診査除く）については、当組合より事業主様宛に請求をしておりますが、令和 5 年 1 0 月受診分より、契約健診機関から直接請求することに変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、上記変更に伴い、各種健康診断等申込書を一部更新しましたので、ご確認方よろしくお願いいいたします。

ご不明な点がございましたら、当組合健康管理課までお問い合わせください。

電話 06-6243-1048